

森と湖を守る下水道で

豊かな自然と快適な生活環境を

## 水洗化のしおり



自然の大きな循環の中で私たちに大地の恵みを多くもたらしてくれる水・・・・・・・・・・。

私たちは日常なにげなく水を使い、すてています。

しかし、かけがえのない水も一度使用してしまうと汚水となり、川や湖そして生活環境をも汚染してしまいます。

私たちは、釧路湿原流域に住む人々とともに大きな自然の財産、釧路湿原の森と湖を共有しています。

豊かな自然と調和のとれたまちづくりに下水道は欠くことのできない施設です。

標 茶 町

## こんなにあります。下水道のはたらき！

### ◆ 暮らしの周辺が清潔になります。



- 下水道が利用できるようになりますと、今までとちがって暮らしがより以上に快適になり、地域の生活環境も向上してきます。

- 家庭からの汚水は直接下水管に流すので測溝からのいやな臭いやつまりもく、カやハエの発生を防ぎ清潔な環境に生まれ変わります。



### ◆ トイレの水洗化ができます。

- ハエ追放にひと役、悪臭や汲み取りからもサヨナラ。

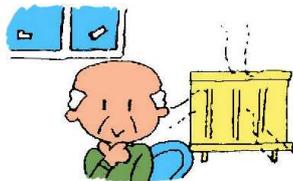


- 悪臭がないのでトイレをヒーターで暖めることもOK、便槽に落ちる心配がないので、幼児にも安全。

- お手入れらくらくいつも清潔。
- トイレの掃除が簡単になり、いつも清潔です。



- 便槽がなくなるので、ハエの発生を防ぎ特有の悪臭もなくなり、汲み取りの心配もありません。



- 冬でもあたたかく子供に安心。



- 汚水は処理場できれいな水に変えてから川に放流するので川が汚されず、サケマス資源の保護にも役立ちます。



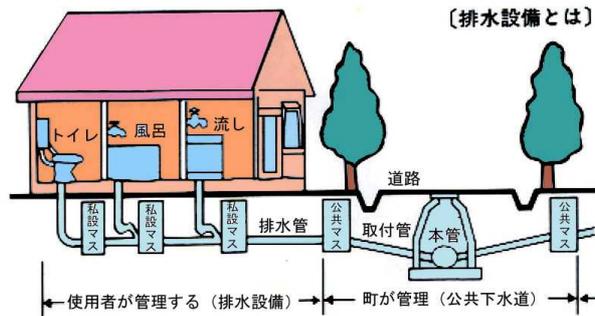
### ◆ 汚水のたれ流しがなくなり川や湖をきれいにし、釧路湿原を守ります。

# 水洗化でさわやかな朝の一步を！

## ◆ 下水道が整備されたら……水洗トイレへの改造は速やかに。

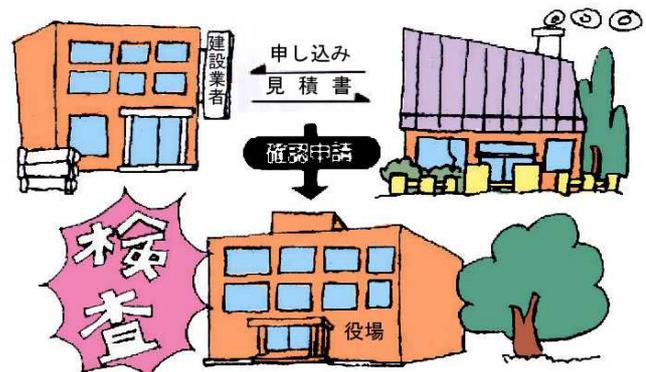
下水管が道路に埋設され「処理区域」として告示されますとその区域のみなさんは、宅地内の汚水(台所、風呂、便所等からでるすべての汚水)は排水設備を設けて「公共汚水ます」に接続できることとなり、既設の汲み取りトイレは速やかに水洗トイレに改造しなければならないこととなっております。

また、処理区域内で家屋の新築する場合は、水洗トイレにしなければなりません。



## 工事はかんたん、その手順は

- 水洗トイレ、排水設備の工事は適正な工事施工を確保するため、町の指定を受けた排水設備指定工事店でなければ、施工することができません。
- 指定店は設計・見積をし、責任施工いたします。
- 工事の申し込みは、排水設備指定工事店へ直接申し込んで下さい。町への諸手続きは指定店が代行いたします。



## 申込は指定工事店へ



## ◆ 工事は短期間で終わります。

工事は、5日以内に完了するよう施工します。実際に、トイレや台所の流しが使用できないのは1日ほどです。移動式トイレは、指定店が用意しますので、指定店とよく打合せてください。

## ◆ 工事費は……

既設便所を水洗便所に改造し、排水設備(台所の流し、風呂を公共マスに接続)を設けた場合の標準的な工事費は、約70万円かかります。

しかし、これは一つのめやすであって、家の状況・便器の選び方によって異なります。

◆ 工事の申し込みは排水設備指定工事店へ

指定工事店名	住 所	電話番号
(株)永昌工業	標茶町平和8丁目23番地	485-3650
赤坂建設(株)	標茶町字熊牛原野15線西3番地	486-2109
(株)中村組	標茶町富士1丁目3番16号	485-1712
(有)三浦ポンプ機械店	標茶町桜13丁目1番地	485-3136
(有)服部組	標茶町桜9丁目27番地	485-2098
(有)ライフクリエイト くまがい	標茶町字虹別市街3丁目15番地	488-2327
(株)小野関電気商会	標茶町字熊牛原野15線西2番地46	486-2111
赤羽根建設工業	標茶町字塘路原野北7線51番地69	487-2404
(株)藤原組	標茶町旭2丁目8番3号	485-3110
遠藤産業(株)	標茶町平和8丁目77番地	485-3511
(株)竹崎工業	別海町西春別駅前錦町200番地	0153-77-2144
協和建設工業(株)	別海町別海旭町313番地	0153-75-2240
後藤工務店(有)	釧路町若葉5丁目26番地	0154-36-2325
(株)ホームクリニック オオサキ	釧路市若松町16番16号	0154-31-0039
(有)ダイエイ水道	釧路市新富町13番3号	0154-32-5535
(有)釧路設備工業	釧路市愛国西3丁目33番地22号	0154-37-3178

## 水洗便所改造等資金融資あっせん制度

町では、1日も早くみなさんに排水設備の設置とトイレの水洗化をしていただくために、融資あっせん制度を設けておりますので、ご利用ください。ただし、この制度をご利用できる方は、一般住宅(新築住宅、団体、法人を除く)にお住まいの方が対象となります。

◆ あっせんの条件、返済の方法など

**あっせん対象** 排水設備工事(台所、風呂など)+水洗トイレの改造工事。排水設備工事または水洗トイレ改造のみの場合は対象外となります。

**あっせんの限度** 一戸につき、2基まであっせんします。  
● 1基の場合45万円以内



● 2基の場合90万円以内

1基とは、大便1個と小便器1個、または大小兼用便器1個をいい、排水設備を含みます。

一般住宅は、1戸につき2基までが限度ですが、アパート等は全て融資あっせんをいたします。

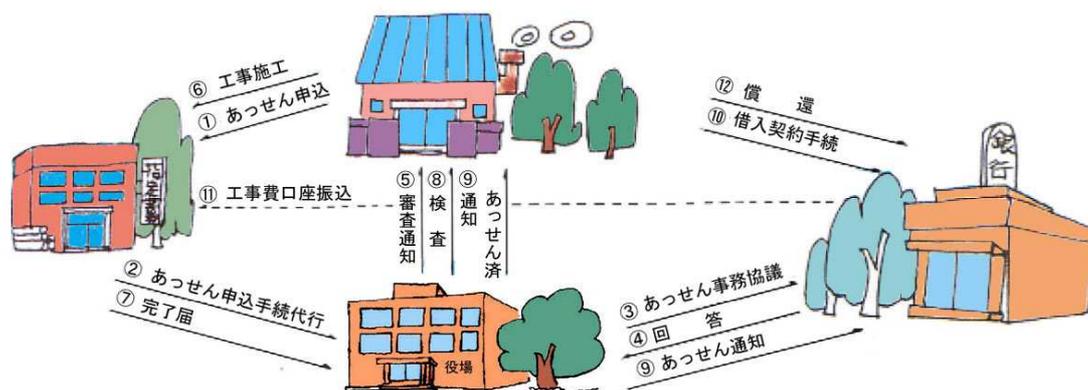
**償還方法** 60ヶ月(5年)以内の元金均等による月賦償還。

**支払利息** 無利子(利息は町が負担します。)ただし処理区域の告示後3年を経過してから融資のあっせんを受ける場合、有利子となります。

**取扱金融機関** 北洋銀行標茶支店 ・ 大地みらい信用金庫標茶支店

**あっせん条件** 償還の見込みが確実であること。  
 確実な連帯保証人(2人)が必要。  
 町税を完納していること。または完納計画があること。

**その他** 融資資金は、取扱金融機関から指定工事店へ直接支払われます。



## 下水道使用料金

工事が終わって下水道を使用するようになると、水道の使用量に応じて下水道使用料を納めていただきます。(地下水を使用している場合等は別に算定します。)



種 別	基本料金(1ヶ月)		超過料金 (1 m <sup>3</sup> 増につき)
	基本水量	基本料金	
一般の汚水	10 m <sup>3</sup> まで	1,470 円	157 円

- 下水道使用料金は、処理場、管渠の維持管理費にあてられます。  
 (上記金額の合計額の10円未満は切り捨てます。)

### ◆ 例えば一般用利用の場合

●水道を月 10 m<sup>3</sup>使用された場合

水道使用料	1,510 円
下水使用料	1,470 円
計	2,980 円

●水道を月 15 m<sup>3</sup>使用された場合

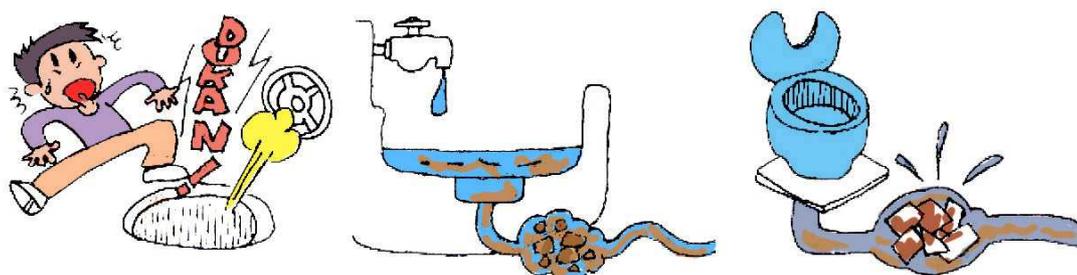
水道使用料	2,240 円
下水使用料	2,250 円
計	4,490 円

### ◆ 納入の方法は

水道料金と同じく納入通知書、又は口座引落しの方法により納めていただきます。

## 下水道は正しく使いましょう！

- ◆ 水洗トイレにはトイレットペーパー以外のもの(紙おむつ、タバコ、ガム等の水に溶けないものは、詰まりの原因になります)は流さないようにしましょう。
- ◆ 下水道に有害物(ガソリンやアルコール類等の揮発性の高いもの等)を流さないようにしましょう。
- ◆ 天ぷら油やサラダ油の廃油を流さないようにしましょう。
- ◆ 台所では、野菜くずや残飯を流さないようにしましょう。
- ◆ 洗濯時の合成洗剤の使用をやめましょう。



## 公共下水道事業受益者分担金の制度

### ◆ 受益者分担金とは……

下水道が整備されますと、汚水のすみやかな排除処理などにより多くの利益を受けられるようになります。

例えば、汚水が地表に漂うことなく地下に埋設された管により排除処理されるため土地の清潔を保ち、カやハエの発生を防ぎ、便所の水洗化によって快適

で衛生的な生活ができるようになり、生活環境が改善されます。

この利益を受けられるのは、下水道が整備された区域に住んでおられる方のみであります。従って、これらの恩恵を受ける皆さんに受益の範囲内において、下水道の建設事業費の一部を負担していただくことがこの「受益者分担金制度」です。



#### ◆ 受益者分担金を納めていただく方は……

排水区域内に存する住宅、事務所、事業所等を所有する方が受益者となります。

#### ◆ 受益者分担金を納めていただく時期は……

下水道が整備され、トイレの水洗化ができるようになっている区域を「賦課対象区域」として告示し、皆さんにお知らせしてからとなります。

#### ◆ 受益者の負担する分担金の額

1戸当り          100,000円

- 分担金は1回限りです。



#### ◆ 受益者の届け出は……

賦課対象区域内の建物所有者の方に「受益者届書」をお送りしますので、必要事項を記入の上、届出下さい。この届出書をもとに分担金が賦課されます。

#### ◆ 分担金の納入方法

分担金は5年に分割し、さらに1年を4回に分けて納めていただきます。

$100,000 \text{円} \div 5 \text{年} = 20,000 \text{円} / \text{年額}$   
 $20,000 \text{円} \div 4 \text{回} = 5,000 \text{円} / \text{期}$

納入通知書は、毎年7月上旬にお送りしますので、住民センターか指定の金融機関で納めてください(口座引落しもできます。)



#### ◆ 納期

第1期    7月10日から    7月25日まで  
第2期    9月10日から    9月25日まで  
第3期    12月10日から    12月25日まで  
第4期    3月10日から    3月25日まで(翌年)



#### ◆ 分担金の減免と徴収猶予

公的な生活扶助を受けている方等、特別な事情があると認められる場合は、減免や徴収猶予の制度がありますので、届け出のときにご相談ください。



**塘路終末処理場**

～～下水道についてのお問い合わせは～～

**町役場 電話 485-2111**

水道課下水道事業係(内線)263・264  
水道課管 理 係(内線)261・262